

天神岬スポーツ公園岬ロッジ改修工事公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、檜葉町（以下「発注者」という。）が「天神岬スポーツ公園岬ロッジ改修工事」の受注者（以下「受注者」という。）を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定し、契約を締結するための手続等について必要な事項を定めるものである。

なお、提案の基本要件は、別添「天神岬スポーツ公園岬ロッジ改修工事仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づくものとする。

2 業務の概要

- （１）業務名称 天神岬スポーツ公園岬ロッジ改修工事
- （２）業務内容 仕様書に記載の内容による。
- （３）履行期間 契約締結日から令和８年３月３１日（火）まで
- （４）提案上限額 金 66,000,000 円（消費税相当額を含む）

ただし、この金額は企画提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではない。また、仕様書に記載の備品購入費を含むものとする。提案上限額を超えてはならない。

3 事務局

〒979-0696

福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂 5-6

檜葉町 産業創生課 観光振興係

電話：0240-23-6105 FAX：0240-25-5564

電子メール：sousei-n@town.naraha.lg.jp

4 業者選定スケジュール

内容	日程
事業公告	令和7年11月10日（月）
参加申請書・企画提案書受付開始	令和7年11月10日（月）
質問書の提出期限	令和7年11月20日（木）12時
質問書への回答	令和7年11月21日（金）
参加申請書の提出期限	令和7年11月25日（火）17時
企画提案書の提出期限	令和7年11月28日（金）12時
プレゼンテーション審査実施通知	令和7年11月28日（金）17時
プレゼンテーション審査	令和7年12月1日（月）13時30分～
選定結果の通知	令和7年12月1日（月）17時
審査結果の公表	令和7年12月2日（火）12時
見積書の提出期限	令和7年12月2日（火）17時
仮契約締結	見積書提出後の契約交渉による
契約締結	12月議会定例会での承認後

5 参加申請

（１）提出期限 令和7年11月25日（火）17時まで（必着）

（２）提出書類

次の書類を各1部ずつ提出すること。

- ① 参加申請書（様式第1号）
- ② 会社概要書（様式第2号）
- ③ 建設業の許可証の写し
- ④ 工事経歴書（様式第3号）
- ⑤ 技術者経歴書（様式第4号）

※檜葉町工事等請負有資格者名簿に登録されていない場合は、上記に加え以下の書類を提出する。

- ⑥ 法人又は個人の公的証明書（商業登記事項証明書等）
- ⑦ 納税証明書
- ⑧ 暴力団等排除に関する誓約書（様式第5号）

（３）提出先及び提出方法 事務局あてに持参又は書留郵便等で提出すること。

（４）参加資格の喪失

参加申請書提出後に次のいずれかに該当した場合は、参加資格を失うものとする。

- ① 実施要綱第3条に定める資格要件を満たさなくなったとき
- ② 提出書類に虚偽の記載をしたとき

6 現地見学会

(1) 開催日時 令和7年11月19日(水)13時30分～

(2) 集合場所 天神岬スポーツ公園岬ロッジ前

※参加の有無は審査に影響しない。

7 提案書等の提出

(1) 提出期限 令和7年11月28日(金)17時まで(必着)

(2) 提出書類

① 企画提案書 10部(原本1部〔代表者印押印〕、写し9部)

- ・設計及び工事の理念・コンセプトを明記すること。
- ・書式は自由とするが、A4版で作成し、必要に応じてA3版の図面を折込可。
- ・過剰な添付資料は避けること。
- ・各ページに通し番号を記載すること。
- ・業務スケジュールを明記すること。
- ・公平性確保のため、原本以外の9部には社名等を記載しないこと。

② 提案価格書(様式第6号) 1部

代表者印押印のうえ封入・封緘・押印すること。提出書類は返却しない。

③ 実施体制(任意) 1部

下請体制を含めた施工体制を記載すること。

(3) 提出先及び提出方法 事務局あてに持参又は書留郵便等で提出すること。

8 質疑応答及びプレゼンテーション審査実施通知

(1) 質問方法

- ① 電子メールにより質問書(様式第7号)を提出すること。
- ② 他の手段による質問は認めない。
- ③ 件名を「天神岬スポーツ公園岬ロッジ改修工事に係る質問」とすること。
- ④ 提出期限 令和7年11月20日(木)12時まで(必着)
- ⑤ 回答方法 令和7年11月21日(金)までに、全参加者に電子メールで回答する。

(2) プレゼンテーション審査の実施はメールにより通知する。

9 審査方法及び審査基準

審査は、別添「天神岬スポーツ公園岬ロッジ改修工事提案評価基準」(以下「評価基準」という。)に基づき、天神岬スポーツ公園岬ロッジ改修工事事業者選定審査委員会(以下「委員会」という。)が実施する。

審査は、書類審査及びプレゼンテーションにより行い、公平かつ客観的に評価する。

プレゼンテーション時間は1者あたり概ね15分、質疑応答10分とし、発表順は提出順

とする。

1 0 最優秀提案者の決定

- (1) 委員会は、提案内容及び費用を総合的に評価し、一定水準以上の者を優秀提案者とする。
- (2) 得点上位者を順位付けし、第1位を最優秀提案者とする。
- (3) 同点の場合は、くじ引きにより順位を決定する。
- (4) 結果は、すべての参加者に書面により通知し、町ホームページで公表する。

1 1 契約に関する事項

- (1) 最優秀提案者を優先交渉権者とし、請負工事契約の締結交渉を行う。契約が成立しない場合は、次順位者と順に交渉を行う。
- (2) 契約書は、発注者と受注者で協議のうえ作成する。
- (3) 契約締結は、12月議会定例会での承認後とする。
- (4) 支払条件は、契約書により定める。
- (5) 契約時の仕様は、提案書に基づくものとし、必要に応じて協議のうえ変更する場合がある。

1 2 その他

- (1) 参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出後の修正は認めない。ただし、明らかな誤り等は協議により訂正を認める場合がある。
- (3) 参加辞退は、任意様式の書面で届け出ること。辞退による不利益はない。
- (4) 虚偽記載の提案書は無効とする。
- (5) 資格要件を満たさなくなった者の提案書は無効とする。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、辞退とみなす。
 - ① 提出期限に遅れた者
 - ② プレゼンテーションに遅刻又は欠席した者
- (7) 発注者は、公表等に必要範囲で提出内容が無償で利用できるものとする。
- (8) 提出書類は返却しないが、選考以外の目的には使用しない。
- (9) 原則として非公開とするが、情報公開請求があった場合は開示することがある。
- (10) 提出内容に関わる権利侵害等の責任は、すべて参加者が負う。
- (11) 同一参加者による複数提案は認めない。
- (12) 必要に応じ、特記仕様書作成のため追加資料の提出を求める場合がある。